

＝延岡市地域公共交通活性化協議会における協議事項に関する説明資料＝

協議事項

地域公共交通利便増進実施計画の策定及び策定に係る契約事務等の 延岡市への委任について

1. 地域公共交通利便増進実施計画の策定について

延岡市では、昨年度、「延岡市地域公共交通計画」（以下「交通計画」という。）を策定したところですが、当該計画に位置付けた取組みをより具体的に進めていくため、今年度新たに「延岡市地域公共交通利便増進実施計画」（以下「利便増進計画」という。）を策定することとし、6月議会にて補正予算が議決されました。

今後は、利便増進計画策定に向け、策定支援のための事業者との契約事務や交通事業者など関係機関との調整、パブリックコメントの実施などに取り組みつつ、本協議会で策定内容に関する協議を行っていくこととしています。

＝＝＝＝＝

【利便増進計画とは】

- 利便性の高い公共交通サービスの提供を確保するためには、公共交通ネットワークの再編のみならず、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善を含め、地域のニーズにきめ細かく対応することが重要です。その際、**路線・ダイヤの改善や画一的な運賃設定の見直し等が必要となる場合には、利便増進実施計画を作成することができます。**（国の認定後、特例措置を受けることができます。）
- 地方公共団体は、地域公共交通計画において利便増進事業の概要を定めた上で、**利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得て、実施計画である利便増進実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けるための申請**をすることが可能です。
- 利便増進事業は、「地域における公共交通ネットワークの再編」を行う取組に加え、**「運賃やダイヤ等の見直し」**も含め、**利用者の利便増進に資する取組を対象**としています。
- **利便増進事業は地域公共交通計画に即して実施される以上、実施予定期間は地域公共交通計画の計画期間内に含まれる**必要があります。計画期間の一部の期間において利便増進事業を実施する場合も想定されるため、地域公共交通計画と必ずしも一致する必要はありません。

＝＝＝＝＝

＜次ページへ続く。＞

2. 利便増進計画策定に係る契約事務等の延岡市への委任について

今年度中に利便増進計画を策定する場合、スケジュールの都合上、計画策定支援のための事業者（※）との契約締結等の手続きを速やかに進めておく必要があります。

＝＝＝＝＝

※中央コンサルタンツ株式会社と随意契約で契約締結

（選定理由）

利便増進計画は、交通計画の内容を具体的に記載するという点で交通計画と連動していることから、今年度中に策定するためには、交通計画の内容に詳しい事業者であることが求められます。上記事業者は、交通計画策定支援を担い、交通計画を十分に理解した上で今年度中の策定が可能であることから、選定しました。

＝＝＝＝＝

また、これに合わせ、国の「令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））」（※）を活用する予定ですが、当該補助金については、申請者が活性化協議会となる必要があることから、協議会から延岡市へ契約及び契約事務等を委任する形を取ることにし、補助金申請時に「別紙1」の理由書を提出します。

3. その他

利便増進計画の内容等については、次回の協議会（8月～9月頃開催予定）で説明させていただきたいと考えていますが、ご不明な点等ありましたらお問合せいただけますと幸いです。